

今月の諺 泥中の蓮

悪い環境の中にあっても、周囲に影響されずに清らかさを保っていること。

監督指導による賃金不払い残業の是正結果 (平成 28 年度)

◆監督指導結果の発表

厚生労働省は、時間外労働等に対する割増賃金を支払っていない企業に対して労働基準法違反で是正指導した結果（平成 28 年度分）を取りまとめ、公表しました。

全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間に不払いだった割増賃金が支払われたもののうち、その支払額が 1 企業で合計 100 万円以上となった事案を取りまとめています。

◆平成 28 年度の是正結果のポイント

- (1) 是正企業数：1,349 企業（前年度比 1 企業増）
…うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、184 企業
- (2) 支払われた割増賃金合計額：127 億 2,327 万円
(同 27 億 2,904 万円増)
- (3) 対象労働者数：9 万 7,978 人（同 5,266 人増）
- (4) 支払われた割増賃金の平均額
1 企業当たり 943 万円、労働者 1 人当たり 13 万円

◆遡及支払金額別の詳細

- (1) 100 万円以上の割増賃金の遡及支払状況
業種別でみると、「商業」が 304 件で最も多く、次いで「製造業」の 267 件が続いています。
業種別の労働者数でみると、「製造業」の 19,447 人が最も多く、次に「保険衛生業」の 17,103 人となっています。
- (2) 1,000 万円以上の割増賃金の遡及支払状況
業種別でみると、「製造業」と「商業」がともに 34 件、「保険衛生業」が 23 件で全体の半分を占めており、対象労働者数は、「商業」9,563 人、「製造業」7,617 人となっています。

◆今後の取組み

今後も、厚生労働省による賃金不払残業の解消に向けての取組みや、労働基準監督署による指導は強化されていきますので、企業としても今まで以上に徹底した労務管理が求められます。

編集後記

結局仙台の夏は有ったのでしょうか？9 月に入り、気象庁は「東北地方の梅雨明けは特定しない」と修正したそうです。夏が無かったとしても、空気の乾燥状態で秋への移り変わりを知るこの時期、仙台の初秋を彩る「定禅寺ストリートジャズフェスティバル」をはじめ、各地で様々なイベントが行われます。今月は、5 年に一度開催される全国の和牛の祭典が宮城県でもまもなく実施されるとのこと、音楽から食に関する事まで、幅広く楽しめる季節の到来を実感します。今年も残すところあと 3 ヶ月と少々、振り返るにはまだ早い気もしますが、皆様は今年の目標達成、あるいは、やりたいことに着手することが出来たでしょうか。年を重ねると共に時の流れの速さが加速するのを感じますが、挑戦は先延ばしにせず、思い立ったら行動に移す、夏がフェイトアウトした分、そんな熱い秋を過ごしてみるのも良いかもしれませんね。

従業員が「iDeCo」に加入する際に 事業主が行わなければならない事務手続とは？

◆改正を契機に加入者数が増加

今年 1 月からの改正確定拠出年金法の施行により、個人型確定拠出年金（通称：iDeCo）は、基本的に 20 歳以上 60 歳未満のすべての方が任意で加入できるようになりました。

この改正により、今年に入ってから加入者が大幅に増加しており、平成 29 年 6 月時点における加入者数は 54 万 9,943 人（前年同期比 203.8%）となっています。

◆iDeCo の仕組み

iDeCo は、公的年金に上乘せして給付を受ける私的年金の 1 つであり、加入者の老後の所得確保の一助となる制度です。加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用し、原則 60 歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける仕組みとなっています。

◆事業主が行わなければならない事務手続は？

企業で働く従業員が iDeCo に加入する際、事業主が行わなければならない事務手続が発生しますが、そのポイントは以下(1)～(5)の通りです。厚生労働省では、従業員が iDeCo への加入を希望した場合に速やかに加入できるよう、事業主への協力を呼びかけています。

(1) 事業所登録

加入者となる従業員（2 号被保険者）を使用する事業所は、国民年金基金連合会（国基連）に事業所登録を行います。

(2) 事業主証明書の記入

加入を希望する従業員から提出される事業主証明書に必要事項を記入します。

(3) 事業主証明（年 1 回）

年に 1 回、国基連が加入申出時に得た情報をもとに、加入者の勤務先に資格の有無の確認を行います。その際に事業主の証明が必要となります。

(4) 事業主払込の場合の掛金納付


加入者が事業主払込を希望する場合、事業主から国基連に掛金を納付します。

(5) 年末調整

所得控除があるため、加入者が個人払込を選択した場合は年末調整を行います。

Harmony通信 2017.09

#発行：2017 年 9 月 10 日

：合同会社 Harmony
Harmony 司法書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所
Harmony 行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>